

# Supplier Code of Conduct

## サプライヤー行動規範

2016年6月

### 社会的コンプライアンスへの取り組み

Flying Tiger Copenhagenは、デンマークの小売業者、Zebra A/Sのブランド名です。当社のコンセプトは、欧州、北米、アジアに所有するFlying Tiger Copenhagenの店舗で、高品質でユニークなデザインの製品をお手頃な価格で販売することです。7000点を超える装飾品や、実用品などのカラフルなアイテムを取り揃えています。

製品やサービスを責任をもって調達することは、当社の成功に不可欠であり、グローバルなサプライチェーンにおいてブランドを守り、社会的および環境的状況の改善に貢献すると考えています。つまり、当社のすべての製品は、国際的な社会・環境・倫理基準を尊重し、人道的かつ責任ある条件下で製造されなくてはならないということです。責任に対するコミットメントは、当社の製品調達方法にも波及するため、当社は、本サプライヤー行動規範の遵守について、サプライヤー各位にご協力いただき、対話を重ねていけるものと考えております。

### 本規範の適用

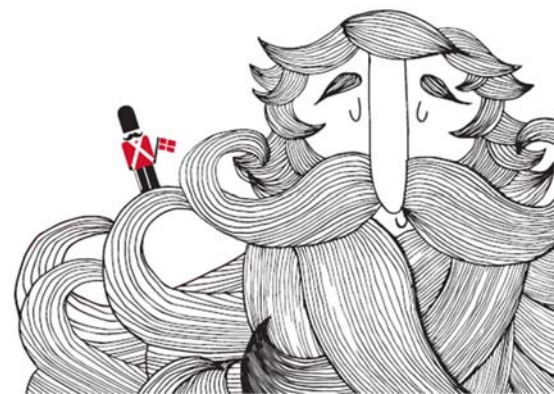
『Zebra A/S サプライヤー行動規範（以下「本規範」）』は、公共または民間企業を含む、Zebra A/Sと取引関係にあるすべての業体に適用されます。その一例は次のとおりです。

- 代理業者と仲介業者
- 販売元
- Zebra A/S向け製品の製造、仕上げ、包装を行う工場
- 物流、輸送、施設管理、採用、募集などのサービス提供会社

（以下「サプライヤー」といいます）

あるサプライヤーと取引を開始した場合、本規範の条項はそのサプライヤーの受託業者などにも及びます。受託業者の例は次のとおりです。

- Zebra A/S向け製品の製造、仕上げ、包装を行う工場
- 下請業者
- 内職者
- 請負業者、季節・臨時・非常勤労働者など、サプライヤーが直接的・間接的に雇用する従業員



## 貿易業者および代理業者、仲介業者のための特別条項

当社は、貿易業者および代理業者、仲介業者のネットワークを活用し、世界各地の工場や生産者から製品調達を行っています。当社が製品の製造元について直接確認できるとは限らないため、代理業者の企業責任の一部としてこの義務を担っていただくことになります。代理業者および仲介業者の義務は次のとおりです。

- Zebra A/S向け製品の製造、仕上げ、包装を行うサプライヤーや工場、下請業者が、本規範を確実に認識し遵守できるようにしてください。代理業者は、当社の製品に関わるいかなる製造現場においてもゼロ・トレランス（一切容認できない）問題がないことを保証しなくてはなりません。そのためには、社会的なコンプライアンスに関するデューデリジェンス（適正評価）システムを整備する必要があります。社会的なコンプライアンスとしては次のような項目が挙げられますが、これらに限定されません。
  - 自社の調達プロセスとZebra A/Sの要件における社会的かつ倫理的リスクを理解していること
  - 必要に応じて、社会的コンプライアンスのために社内リソースを割り当てること
  - リスクのスクリーニングまたは自己評価、監査など、工場や生産者を評価するメカニズム
  - 選定サプライヤーの研修など、自身のサプライチェーンにおける社会的コンプライアンスの問題の管理と解決のための手順
- 下請業者を含め、製品の原産地や製造現場についての情報を共有できること。この情報は、製品の安全性あるいは品質、社会的なコンプライアンス要件のために使用されるため、最新かつ正確な情報でなければなりません。製造は許可された国でのみ行われ、製造場所を変更する際は必ず通知する必要があります。
- 工場や受託業者、下請業者におけるZebra A/Sの監査活動が円滑に行えるよう支援し、責任をもって改善計画に対応してください。該当する場合は、代理業者と仲介業者に、是正措置および再監査の財務費用の負担が求められます。

当社では、社会的責任は長期間にわたるプロセスだと認識した上で、代理業者に対しては、取引開始時と取引期間中に継続的にガイダンスを提供していきます。代理業者および仲介業者に対しては、SEDEX、BSCI、ICTI、GoodWeave、WRAP、SA8000、Ethical Trading Initiativeに代表されるような社会的コンプライアンスの取り組みに参加することを奨励します。

## 要件

本規範では、Zebra A/Sのサプライヤーが遵守すべき倫理的な要件を規定します。以降の条項は、世界人権宣言、国際労働機関（ILO）中核的条約、国連（UN）ビジネスと人権に関する指導原則、経済協力開発機構（OECD）多国籍企業行動指針、国連（UN）グローバル・コンパクトの10原則、国連（UN）腐敗防止条約などの国際的な宣言および協定規則、フレームワークから導き出されたものです。



当社は、サプライヤーに対し、本規範の実施を支援する適切な管理システムの構築を求めます。これには、腐敗、人権、労働権、労働安全衛生、環境に関連するあらゆる悪影響を発見し、防止し、軽減するために効果的なデューデリジェンス（適正評価）の手順が含まれます。これらの手順は、すべての事業、生産ユニット、地域社会および外部環境において、サプライヤーの活動が影響を与える可能性があるすべてのグループや個人、事業体に対して求められます。健康と安全、人的資源や環境保護など、すべての関連分野内の指針を明確に定義し、全労働者ならびにその他の利害関係者に伝達することとします。手順および管理システムは、このような指針が遵守されるよう、確実に実施されなければなりません。本規範のガイドラインには、サプライヤーがこれらの要件を理解し実施する際に役立つガイドラインと資料が含まれています。

本規範は、署名の日から2年間有効であり、その後サプライヤーには誓約の更新が求められます。当社は、本規範を更新する権利を有し、サプライヤーには当社ウェブサイト上（リンク）にある本規範の最新版が適用されるものとします。

## 1. 倫理とコンプライアンス

すべてのサプライヤーは、反トラスト法と知的財産法、および関連する国際法や業界標準を含む、すべての適用法を最低限として遵守することが求められます。現地の法規定と本規範の間に矛盾が生じる場合には、最も厳しい標準を適用するものとします。

Zebra A/S が英国贈賄防止法およびその他の法律の下でこれらの違反で起訴される可能性を回避するために、サプライヤーは、事業活動において関連するすべての事項で誠実に行動し、業務における腐敗を防止するための適切な手順を設けなければなりません。

➡ **ゼロ・トレランス** 買収、財物の強要、リベート、斡旋料、賄賂について、その形態を問わず、授受および授受の約束をしてはなりません。

## 2. 人権と労働

当社は、すべてのサプライヤーが、国際的に認められた人権を尊重し、人権に与える悪影響を発見し防止し軽減するための指針とデューデリジェンス（適正評価）の手順を実施することを求めます。

➡ **ゼロ・トレランス** 児童労働と若年労働 サプライヤーは、児童労働を使用・利用してはなりません。現地の法律にて許可されている場合でも、15歳以下の者を製造またはその他のサービスに雇用してはなりません。15歳から18歳の若年労働者については、労働者の身体的・精神的発達と教育を損なわない業務で、短時間労働かつ軽作業である場合にのみ雇用することができます。

➡ **ゼロ・トレランス** 強制労働 雇用は、自由選択によるものでなければなりません。サプライヤーは、強制労働あるいは奴隷労働、囚人労働、非自発的労働の利用またその支援をしてはなりません。また、人身売買に関与またはその支援をしてはなりません。すべての従業員には、文書による合法的な雇用契約を提供することとし、募集手数料あるいは保証金、強制残業、雇用主による個人文書の預かり、移動自由の制限を雇用の条件としてはなりません。



- **ゼロ・トレランス** 差別 サプライヤーは、人種、カースト、国籍、移住状況、宗教、障害、性別、親の状態、性的指向、労働者団体への参加、政治的所属、年齢を理由として、採用、給与、訓練の機会、昇進、退職または定年退職において、いかなる差別にも関与してはなりません。また、それらの支援をすることも禁止です。
- 労働組合 サプライヤーは、団体の設立や団体へ任意の参加、および業務関連のあらゆる問題に関する団体交渉の実施を含め、結社の自由という労働者の権利を尊重しなければなりません。現地の法律がこの権利を制限する場合には、自由な結社という並列手段を許可すべきです。従業員が組合員であることを理由に差別されることがあってはなりません。
- **ゼロ・トレランス** 処罰 性的強制あるいは脅迫、虐待、搾取行為は固く禁じます。サプライヤーは、体罰や暴力の脅威、精神的・身体的強要、口頭または性的嫌がらせに関与したり、それらの支援をしてはなりません。
- 雇用慣行 正社員、派遣、臨時雇用の如何にかかわらず、すべての従業員に雇用および解雇の条件を明記した書面による雇用契約を提供することとします。
- 労働時間と休暇 最長労働時間は週 48 時間とし、残業は週 12 時間を超えてはなりません。労働者は、最低週 1 日の休みをとる権利を有します。産休、病欠、休暇、休日は、適用される法律ならびにその国の伝統や基準に従って、すべての労働者に与えられます。
- 報酬 すべての従業員は、公正かつ平等な報酬を受ける権利を有します。これは、少なくとも法定最低賃金あるいは業界標準以上、あるいは交渉による賃金を満たし、かつ、すべての法定給付（医療保険、社会保険、年金）を含むものとします。出来高払いの労働者については、作業日に対して少なくとも 1 日の最低賃金と同額を支給することとします。すべての時間外労働に対しては、合法的な要件に応じて割増料金を支給しなければなりません。
- **ゼロ・トレランス** 懲戒行為として賃金の減額を行ってはなりません。

### 3. 労働安全衛生

健康的で安全かつ衛生的な作業環境は、すべての従業員に提供されるものとし、労働安全衛生および産業衛生上のすべての適用法令を遵守するものとします。すべてのサプライヤーは、安全な職場を確保し、健康と安全に対するリスクの予防、対処、および軽減のための手順を整備し、それを実行する能力を備えるものとします。これには次の項目が含まれますが、これらに限定されません。

- a. 安全のために任命された管理担当者
- b. 事業の種類に応じた事案・リスク管理手順
- c. 仕事の安全な遂行を目的として、該当する従業員向けに実施する健康および安全の研修、緊急事態ならびに火災の訓練、有害物質、化学物質ならびに危険物の取扱い訓練
- d. 適切な個人用保護具（PPE）を整備された状態で無償にてすべての従業員に提供すること。PPEの取扱いの訓練を実施すること。
- e. 社宅や洗面所、更衣室、食堂を含む現場のすべての施設を、良好な衛生状態に保ち、健康・安全水準を維持すること。



➡ **ゼロ・トレランス** 当社は、労働者の健康と安全を損なう作業環境、あるいは十分な保護対策が実施されていない作業環境での労働者の労働を容認しません。

#### 4. 環境管理

サプライヤーは、すべての国、地域および国際的な環境法令を遵守することを求められており、その過程で必要な登録や許認可を取得・維持することとします。サプライヤーは、その活動または関連する活動から生じるすべての負の環境影響を防止し、軽減するための手順を整備し、それらを実行する能力を備えているものとします。これには次の項目が含まれますが、これらに限定されません。

- a. 環境への影響の特定と管理
- b. 業界および顧客の要件に準拠した廃棄物管理と廃棄手順
- c. 安全データシート（SDS）の手順および関連する従業員全員の訓練を含む、化学物質の管理とラベリング
- d. 廃棄物、大気、水、騒音公害や粉塵排出量の最小化
- e. 顧客の要望による原材料や動物製品の責任ある調達

➡ **ゼロ・トレランス** サプライヤーの活動から生じる水あるいは空気、土壌、近隣地域社会への深刻な汚染

#### 協調と監視

当社は、倫理的な要件に関するオープンで透明性の高いコミュニケーションが、Zebra A/Sとそのサプライヤーとの取引関係の成功のために不可欠であると考えています。当社は、サプライヤーの社会的成果を評価します。その上で、本規範の遵守に尽力し、同条件下業務を遂行しつつ、確実な倫理的、社会的、環境的慣行を示すことができるサプライヤーとの取引を優先します。

当社は、自己査定および当社の内部監査員あるいは外部の任命監査員が行う製造・組立・保管施設の予告ありあるいは予告なしの監査を通じて、サプライヤーによる本規範の遵守状況を監視する権利を有します。この場合、サプライヤーは、当社の監査員の求めに応じて、下請業者および書類、従業員を含む全施設へのアクセスを許可しなければなりません。場合によっては、他社または他のイニシアチブによる社会的コンプライアンス評価の受け入れによる相互承認の原則を適用します。詳しくは本規範のガイドラインを参照してください。



### 本サプライヤー行動規範の遵守違反

当社は、サプライヤーが本規範の要件を誠実に受け入れることを確信しています。しかしながら、本規範の条項と原則を遵守しなかったサプライヤーには、特定の期間内に不適合の是正に尽力していただくこととなります。当社は、正しい社会的・倫理的基準を達成することは1つの過程であると考え、サプライヤーと一丸となって取り組むことを約束します。ただし、サプライヤーが本規範を遵守する誠実な姿勢を示さない場合、当社は直ちに取引関係を終了することとします。

本規範には、多くのゼロ・トレランス（一切容認できない）問題の要点が記載されています。また、詳しくは当該ガイドラインで説明しています。児童労働、強制労働、人権侵害、労働に適さない作業環境、賄賂など、本規範に対する重大な違反、または違反の繰り返しが発見された場合、当社は速やかに、注文を保留し、生産を停止し、今後の注文を取り消し、サプライヤーや工場との取引関係を終了するものとします。

### 申し立て

本規範と適用法令の違反は、関係者であれば誰でも、右記のアドレス宛に届け出ることができます：[csr@flyingtiger.com](mailto:csr@flyingtiger.com)



## 誓約

署名の上、Zebra A/Sの担当者に返送してください。

- 我々は、『Zebra A/S サプライヤー行動規範』を受領し、読み、理解し、本規範を我々および我々の受託業者と下請業者が遵守する重要性を確認しました。
- 我々は、本規範にあるすべての条項を遵守するとともに、遵守を怠った場合は、Zebra A/Sが注文を取り消し、ビジネス関係を終了する権利を有することを受け入れます。
- 我々は、Zebra A/SおよびまたはZebra A/Sを代表する誰でも、本規範の遵守を監視するために、アンケートまたは現地での社会監査を介して、予告ありあるいは予告なしで、すべての関連施設を随時評価する権利を有することを受け入れます。
- 我々は、要求に応じて、すべての製品・製造・組立・保管場所に関する正確な情報およびまたは文書を速やかに提供することとします。
- 我々は、本規範の規定に関連するすべての問題に関するオープンで透明性の高いコミュニケーションが、Zebra A/Sとの取引の必要条件であることを理解しています。我々は、記録や工場名、認定書の改ざんは、Zebraとの取引関係を終了させる原因となることを理解しています。
- 我々は、Zebra A/Sのサプライヤー行動規範は、同社のウェブサイト上で閲覧可能であり、最新情報の入手は我々の責任であることを理解しています。

会社名	主たる所在地

日付と場所

署名

